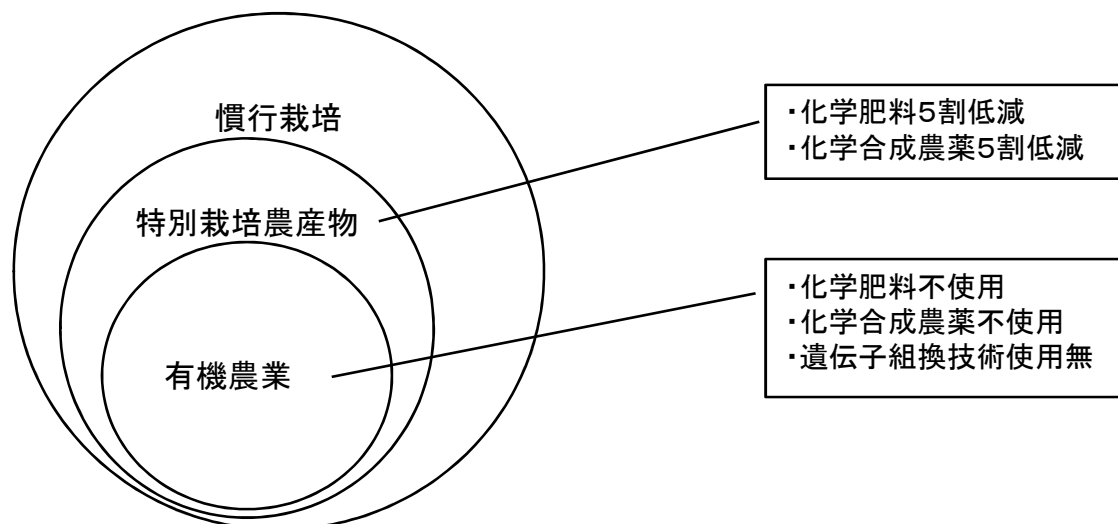


有機農業の手始めとして 特別栽培農産物に取り組んでみませんか

—環境にやさしい農業が求められています—

農業のイメージ図



特別栽培農産物

- ・化学肥料及び化学合成農薬5割低減
- ・農産物にその旨表示可能
- ・県が認証(無料)



有機農産物

- ・化学肥料及び化学合成農薬不使用
- ・農産物に表示するには、有機JAS認証(有料)が必要

茨城県特別栽培農産物認証制度

化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減するなど、一定の条件を満たして生産された農産物 = 環境にやさしい農業 → 県が認証



手続き

- ①「栽培計画書」作成提出 → ②承認
- ③認証申請 → ④認証
- ⑤出荷 ⑥報告



メリット

- ・より安全で安心な農産物のアピール
- ・消費者は、目で見て農産物を選べる